国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由

本則

(無期労働契約に転換するための審査)

第3条の2 別表第7号及び第9号に掲げる教育研究組織及び職において任期付教員が、現に締結されている労働契約の期間が満了する日の翌日から任期の定めのない労働契約(以下「無期労働契約」という。)への転換を希望する場合は、無期労働契約に転換するための審査を行うものとする。

2 • 3 (略)

別表(第2条関係)

番号	教育研究組 織の名称	対象となる職	任期	再任に関 する事項	根拠規程
1	農学研究院	農学府及び農学部を 兼務する助手	5年	再任不可	法第4条第1 項第1号
2	農学研究院	生物システム応用科 学府を兼務する助教 及び助手	5年	再任不可	法第4条第1 項第1号
3	工学研究院	工学府及び工学部を 兼務する助教及び助 手	5年。ただ し、再任の 場合にあっ ては5年以 内とする。	再任可。 ただし、 1 回限り とする。	法第4条第1 項第1号
4	工学研究院	生物システム応用科 学府を兼務する助教 及び助手	5年	再任不可	法第4条第1 項第1号
5	工学府	国立大学法人東京農 工大学大学院工学府	3年。ただ し、再任の		法第4条第1 項第1号

本則

(無期労働契約に転換するための審査)

第3条の2 別表第7号、第9号及び第11号に掲げる教育研究組織及び職において任期付教員が、現に締結されている労働契約の期間が満了する日の翌日から任期の定めのない労働契約(以下「無期労働契約」という。)への転換を希望する場合は、無期労働契約に転換するための審査を行うものとする。

2 • 3 (略)

別表(第2条関係)

番号	教育研究組 織の名称	対象となる職	任期	再任に関 する事項	根拠規程
1	農学研究院	農学府及び農学部を 兼務する助手	5年	再任不可	法第4条第1 項第1号
2	農学研究院	生物システム応用科 学府を兼務する助教 及び助手	5年	再任不可	法第4条第1 項第1号
3	工学研究院	工学府及び工学部を 兼務する助教及び助 手	5年。ただ し、再任の 場合にあっ ては5年以 内とする。	円 仕り。 ただし、 1 回限り	法第4条第1 項第1号
4	工学研究院	生物システム応用科 学府を兼務する助教 及び助手	5年	再任不可	法第4条第1 項第1号
5	工学府	国立大学法人東京農 工大学大学院工学府	3年。ただ し、再任の	_	法第4条第1 項第1号

	産業技術専攻に勤務 する教育職員の就業 に関する特例規程第2 条の適用を受ける教 授、准教授及び講師	場合にあっ ては3年以 内とする。					産業技術専攻に勤務 する教育職員の就業 に関する特例規程第2 条の適用を受ける教 授、准教授及び講師	ては3年以		
農学部 属施設 む。)	3(附 で含 助手	5年	再任不可	法第4条第1 項第1号	6	農学部(附属施設を含む。)	助手	5年	再任不可	法第4条第1 項第1号
7 大学教 ンター	育セ 教授、准教授、講師 及び助教	5年	再任不可	法第4条第1 項第1号	7	大学教育セ ンター	教授、准教授、講師 及び助教	5年	再任不可	法第4条第1 項第1号
先端産 8 携研究 センタ	推進教授及び准教授	5年。ただ し、再任の 場合にあっ ては5年以 内とする。	ただし、	法第4条第1 項第1号	8	先端産学連 携研究推進 センター	教授及び准教授	5年。ただ し、再任の 場合にあっ ては5年以 内とする。	井仕り。 ただし、 1回限り	法第4条第1 項第1号
総合情 9 ディア ター		5年	再任不可	法第4条第1 項第1号	9	総合情報メ ディアセン ター	教授、准教授、講師、助教及び助手	5年	再任不可	法第4条第1 項第1号
グロー イノベ ョン研 構	ニシスーパー教授	5年を超え ない範囲	再任不可	法第4条第1 項第1号	10	グローバル イノベーシ ョン研究機 構	スーパー教授	5年を超え ない範囲	再任不可	法第4条第1 項第1号
•	•				11	保健管理セ ンター	講師(カウンセラー に限る。)	<u>5年</u>	再任不可	法第4条第1 項第1号

附 則(教規程第46号)

この規程は、平成27年5月1日から施行する。